

その人らしさの追求

地域支援課課長

吉田 丈夫

朝晩は涼しさを通り越してめっきりと寒くなり、ついこの間まで聞こえていた蟬の聲が、いつの間にかコロロギなどの秋の虫の鳴き声に変わっていました。今年の夏も終わりだなあ、と感慨にふけておりますと、台風十七号の発生。日本各地に大きな被害をもたらし、自然の猛威に対する人間の無力さを感じざるを得ません。被害に遭われた方々に対して謹んでお見舞いを申し上げます。

先日のこと、とある研修会に参加させて頂き、「支援の原点とは？」ということを考える機会に出会うことができました。その答えは多岐に渡っていると思いますが、私は人が人の援助・支援をすることで大切にすべきことは、その方の「尊厳」について思いを巡らすことであると考えました。以和貴会の法人理念『人としての当たり前の暮らしとその人らしさを追求致します』においても同じだと思えます。「尊厳」について考え、「尊厳」を守るということは容易なことではありません。私も自分では気が付かないうちに相手を傷つけてしまっていることもあったでしょう。関わる人たちが築いてきた歴史の理解に努め、その人らしい生活とは何かを考えながら、人との出会いと縁を大切にし、感謝をして、縁の輪（支援の輪）を繋いで行くことを大切にしていきたいと思えます。

さて、話は変わりますが、秋といえは、「スポーツの秋」「読書の秋」そして「芸術の秋」…、「食欲の秋！」という人もいますよね。私は専ら「食欲の秋」ですが、食べ過ぎて体調を崩さないように気をつけながら、秋の味覚を楽しみたいと思います。

これから寒さの季節に向かいます。最後になりましたが、皆様にご健康に留意され、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げます。

地域事業活動紹介

以和貴会では、いくつかの事業所に分かれて児童・生徒のための放課後等デイサービス、短期入所事業、日中一時支援や、ヘルパー事業、ケアホームの運営、相談支援事業を行っています。それぞれの活動内容を簡単にご紹介いたします。

【コテージ・コテージ Jr】



コテージ・コテージ Jr では、放課後等デイサービス・短期入所事業・日中一時支援を運営しています。小学 1 年生の児童から成人まで幅広くご利用して頂けるように取り組んでいます。活動としては放課後支援や創作活動、おやつ作り、夏休みの宿泊訓練やクリスマス会や外出活動など季節行事も催しています。写真はプール、外出活動（ハーベストの丘）の時の様子です。



【放課後等デイサービスセンター HUG・LIVE「はぐ・らいぶ」】



放課後等デイサービスセンター「HUG・LIVE」では放課後や長期休みを利用して余暇支援や身辺自立などの療育活動を行っています。余暇支援の一環として、今年度から月 1 回の外出活動もスタートしました。これまでに錦織公園・信貴山のどか村・ボーリング・カラオケ・海遊館に、HUG・LIVE をご利用されている子どもたちと出掛けました。写真は海遊館に行った時の様子です。



【ケアホーム Noa「のあ」】



ケアホーム

ケアホーム「のあ」は、共同生活を行う住居であり地域において自立した日常生活を営むために必要な支援を行っています。余暇活動では、これまでに お花見・バーベキュー・食事作り・おやつ作りを入居者の方々と行いました。



【Soul123 (そ～る123)】



そ～る123では居宅介護・家事援助・移動支援などを行っています。移動支援事業による余暇活動としての外出活動を主に活動しており、ショッピングや外食、プールや動物園等にご利用者さんと一緒に出掛けています。ヘルパーさんは、一緒に出掛けたり遊んだりといろんな経験を共有する中で、支援をする立場でありながらも、利用者さんから教わる事や気付かされることが多くてやりがいのある仕事です、と話しています。



【生活支援センターShake「しえ～く」】



「しえ～く」では障がいのある方やそのご家族などの生活上の不安や悩み、困っていることの相談に応じています。そして、必要な情報を提供し、必要に応じて行政機関や他の福祉事業所と連携もしながら、問題の解消をはかり、希望する生活が送れるように総合的・継続的に支援をさせて頂いています。



ひとりひとりがその人らしく、いきいき暮らすためのお手伝いをいたします。
どうぞよろしくお願いいたします。

障害者虐待防止法の施行を受けて

児童虐待やいじめに関する事件が連日のように報道され、現在大きな問題として社会の関心を集めています。私も3人の子を持つ親として、どうすればこのような痛ましい事件を防ぐことができるかを考え、夫婦間でもこの問題について話し合い、私たちの努めとして出来る事はないだろうか？と日々考えています。

児童だけでなく、障がい者に対する虐待も大きな社会問題です。そんな中で障害者虐待防止法が平成23年6月に成立し、同24年10月1日から施行となりました。高齢者ならびに児童虐待防止の法律は既に施行されており、児童虐待防止法の成立と比較すると、12年もの歳月を経ての施行となります。

以和貴会でも、毎年2月に行われる研究課題発表会には、職員全体で考える場として虐待防止に関する取り組みが必ず議題として挙がっております。またそれとは別に、職員の行動規範・虐待防止マニュアルの制定を図り、職員ひとりひとりの意識を高めて実践をしています。ただ、マニュアルや議論だけで終わらせては意味がありません。ご利用者様にも虐待についての説明を文書や紙芝居風の資料を使ってわかりやすく説明しております。それは、私たちの支援についての考えをご利用者様に少しでも理解して頂き、あくまで私たちは皆さんを守らせて頂く立場であると伝えたい、と強く考えているからです。そしてオンブズマン・個人ボランティア・実習生など、地域の第三者の方々からの意見や提言を真摯に受け止め、改善に活かす事が、虐待の防止に繋がるとも考えています。

虐待防止法というと、正直なところ、大きく構えすぎて萎縮しそうな気分にもなります。ただ、当法人の今年度の方針である「MISSION CHA³ (チャージ・チェンジ・チャレンジ)」を念頭に置き、今までの知識や取り組みの蓄えを元にしながらかつ固定観念にとらわれずに、職員自身の考えを切り替えて新たな事にも挑戦したいと思っています。そしてその過程が、ご利用者様の真のニーズに応え、その人らしいその人なりの生活を構築することになると信じています。

ゆらくの里 生活支援員 杉本 昌樹

《障害者虐待防止法について》

障がい者の虐待の予防と早期発見、及び養護者への支援を講じるための法律で、正式名称を「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」という。虐待の種類を、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放置、経済的虐待の5分類と定義し、虐待の起こる場所を家庭内に限定せず、福祉施設や職場にも想定し、虐待を行う者として、養護者の他、福祉施設の職員や職場の上司等も想定範囲に含めた対策の必要性を明記した。更に、虐待問題は虐待者と被虐待者の関係だけにとどまるものでなく、社会全体で共有すべきという視点から、発見者（内部告発を含む）は市町村や都道府県に通報する義務を課し、国と地方公共団体は障害者虐待の防止、養護者への支援を進める義務を負う。通報を受けた市町村は、被害者の生命に関わる重大な危険があると判断した場合、家族の許可がなくても家庭内に立ち入って調査することができる。福祉施設での虐待については、都道府県が調査の上指導し、その状況と対応を公表する。

曾爾宿泊学習

8月16日～17日

コテージ・コテージ Jr. の「曾爾宿泊学習」も今年で4回目、すっかり夏恒例の行事となりました。家族から離れ、同じ利用者の方やコテージで接している支援者とともに日常生活や身の回りの事を行い、生活技能において、また心身の面でも自立していく事を目的とした企画です。今年は8月16日から17日まで、利用者様、スタッフ合わせて29名が参加して行いました。

木のコースター作り、星空観察、野外炊飯のほかに川遊びを

取り入れて2日間大自然を満喫し、仲間との親睦も深めることができました。



はじめまして よろしくお願いたします



やま もと しょう た ろう
山本 祥太郎
所属 はぐらいぶ
児童担当

8月からスタッフとして働き始めました。夏休み中は子供たちと多くの時間を共にし、充実した日々を送ることができました。子育てをきっかけに今の仕事に移ったのでまだまだ勉強不足ですが、1日でも早くご利用者様に受け入れていただき、信頼していただけるスタッフになれるよう頑張ります。よろしくお願いいたします。(8月1日入社)



にし もと み こ
西本 みこ
所属 はぐらいぶ
児童担当

小学校・中学校・高校と、障がいをもっている友達と関わってきて、いろいろ感じる場所がありました。その時の経験を仕事に活かしていきたいと思っています。子どもたちと明るく接し、子どもたちにとって良い支援ができるよう努力します。よろしくお願いいたします。

(10月1日入社)

製菓・パン等の販売についての計画



日頃より、「ふえり～ちえ」のパン及び「モンステラ」のクッキー等ご購入いただきありがとうございます。

平成24年に入り、それぞれの製造に職人（ブーランジェ、パティシエ）を雇用し、商品開発、製造及びご利用者への製造指導にも取り組んでいるところであります。販売に関しては、常設販売場所を持たず、パンは主に市の福祉センター内や車による販売（曜日により販売場所が異なる）、製菓については、オリジナル商品は法人施設内及び県の販売施設（奈良市）、テミルプロジェクト製品^(※)は主に首都圏の百貨店などの催事が中心となっております。

この度、9月15日に開催されました臨時の理事会、評議員会におきまして法人で常設のお店を開店することを承認いただき、平成25年度スタートをめざし準備をすすめているところであります。

また、近鉄百貨店様のご協力をいただき、以和貴会主催で12月6日より1週間、橿原店地階の催事場にて出店することとなりました。改めてご連絡させていただきますので時間がありましたら足をお運びいただきますようお願いいたします。

《テミルプロジェクト製品について》

（株）テミルが全国の施設に呼びかけ、有名パティシエのレシピによる製菓と有名絵本作家とのコラボで商品を販売し工賃アップを手掛けるプロジェクト。全国で10施設が参加しています。当法人では、モンステラが有名パティシエにご指導いただきましたクッキーを、いわむらかずお先生が描かれたパッケージに詰めて販売しております。

《賛助会員ありがとうございました》

多くの方よりご寄附いただきありがとうございました。皆様方からの寄付を施設整備等、有効に活用させていただきます。ご利用者のために使用させていただきます。

《ゆらくの里》

樋田稔枝、堀井信裕、西風美智子、森田信行、大上供栄、寺本久子、平岡靖介、谷口融正

《地域事業》

平田義美、藤井宏美、滝井良次

《業者ほか》

（株）中西製作所、明治牛乳関屋販売所上村元成、（株）ステップワン、吉川自動車、クボタ食品工業

（順不同、敬称略）

《賛助会員募集》

引き続き賛助会員を募集いたします。同封の振込用紙にて会費のお振込を是非お願い申し上げます。寄付金控除を受けるための領収証をご希望の方は「通信欄」にてご連絡ください。

《編集後記》

さわやかな秋は台風の子節でもあります。台風は時に大きな被害をもたらしますが、夏の渇水に悩んだ地域には恵みの雨といえる一面もあります。物事には良い面、悪い面の両方があることを認識しておくことはとても大事だと思います。

発行： 社会福祉法人 以和貴会
住所： 〒639-0261
奈良県香芝市尼寺6 1 6 番地
編集責任者： 理事長 下村 卓司
Mail： office@yuraku.or.jp
発行： 平成24年10月